

## 薔薇の樹苑 デイサービス 料金表

## (1) 通所介護

## ①通所介護利用料 (厚生労働大臣の定める基準によるもの)

基本サービス料金 (1 回の料金) ※通常規模型

サービス提供時間	要介護度	算定単位 (単位)		地域加算	利用者負担金 (円)		
					1 割	2 割	3 割
3 時間以上 4 時間未満	1	362	1 回 につき	10.45 (5 級地)	378	756	1,135
	2	415			434	867	1,301
	3	470			491	982	1,473
	4	522			545	1,091	1,636
	5	576			602	1,204	1,806
4 時間以上 5 時間未満	1	380			397	794	1,191
	2	436			456	911	1,367
	3	493			515	1,030	1,545
	4	548			573	1,145	1,718
	5	605			632	1,264	1,897
5 時間以上 6 時間未満	1	558			583	1,166	1,749
	2	660			690	1,379	1,919
	3	761			795	1,590	2,386
	4	863			902	1,804	2,705
	5	964			1,007	2,015	3,022
6 時間以上 7 時間未満	1	572			598	1,195	1,793
	2	676			706	1,413	2,119
	3	780			815	1,630	2,445
	4	884			924	1,847	2,771
	5	988			1,032	2,065	3,097
7 時間以上 8 時間未満	1	645			674	1,348	2,022
	2	761			795	1,590	2,386
	3	883			923	1,845	2,768
	4	1,003			1,048	2,096	3,144
	5	1,124			1,175	2,349	3,524
時間延長 8 時間を超える場合 (8 時間以上 9 時間未満)	1	656	685	1,371	2,056		
	2	775	809	1,619	2,429		
	3	898	938	1,876	2,815		
	4	1,021	1,066	2,133	3,200		
	5	1,144	1,195	2,391	3,586		

②入浴介助加算 50 単位 (53 円) 加算

③個別機能訓練加算 I 46 単位 (48 円) 加算

④中重度者ケア体制加算 45 単位 (47 円) 加算

⑤サービス提供体制強化加算 I イ 18 単位 (19 円) 加算

⑥事業所が送迎を行わない場合 片道 47 単位 (50 円) 減算

⑦介護職員処遇改善加算 I ①～⑥の単位数の合計に 1000 分の 59 (5.9%) を乗じた単位数を加算

※利用料金は上表の単位数に 1 単位あたりの単価 10.45 円を乗じて算定し、利用者負担はその 1 割の額となります。また、入浴等のサービスを提供しなかった場合、その部分の加算はありません。

⑧生活機能向上連携加算 200 単位 (209 円) 加算

(2) 通所型サービス (介護予防・日常生活支援総合事業)

① 共通的服务料金 (1 ヶ月の料金)

要介護度	基本単位	地域加算	利用者負担金
要支援 1	1,647 単位	10.45	1,722 円
要支援 2	3,377 単位		3,529 円

② 運動器機能向上加算 225 単位 (236 円) 加算

③ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1 24 単位 (25 円) 加算 ※要支援 1

サービス提供体制強化加算Ⅱ 2 48 単位 (51 円) 加算 ※要支援 2

④ 介護職員処遇改善加算Ⅰ ①~③の単位数の合計に 1000 分の 59 (5.9%) を乗じた単位数を加算

※利用料金は上表の単位数に 1 単位あたりの単価 10.45 円を乗じて算定し、利用者負担は

その 1 割の額となります。(住所地により変わることがあります) また、介護予防通所介護の基本単位、加算に関しましては、1 ヶ月あたりの単位数となります。

(3) その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代 (昼食)		600 円
延長食 (夕食)		500 円
通常事業の実施地域以外の 地域に係る送迎の追加費用	事業所から 片道 1 km 超える毎に	20 円 (往復)
オムツ代		実費 (200 円程度)

※他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。